

近世戒律復興における野中寺中興慈忍慧猛の事績と靈験について

高松 世津子

キーワード 近世戒律復興 慈忍慧猛 自誓受戒 好相・靈験

はじめに

本稿では、日本近世期の戒律復興において、寛永十八年（一六四一）に槇尾山平等心王院（西明寺・京都市右京区）で自誓受戒し通受比丘となり、後に東陽山巖松院（宇治市）や、青龍山野中寺（羽曳野市）を中興し第一世として顕著な活動をした慈忍慧猛（一六一三～七五）について、特に授戒や弘法利生活動に注目してその事績の全体像を明確化する。そして慈忍が感得した靈験の記述も重視し、慈忍の、冥の世界の存在（神仏）との関わりについて考察を試みる。

近世期戒律復興は、鎌倉期戒律復興運動で叡尊（一一二〇～一〇九〇）が実施した自誓受戒法を踏襲して開始された。

鎌倉期戒律復興運動は、嘉禎二年（一二三六）に覚盛（一一九四～一二四九）・叡尊らが『占察経』や『瑜伽論』などに依拠して自誓受戒の正統性を主張し、『梵網経』を踏まえ、心身清浄化のため懺悔をし、仏菩薩による承認の証として仏を見るなどの好相感得を

必須とする自誓受戒を実行したことで大きく発展した。これにより西大寺の叡尊は教団の受戒制度を確立、多くの人（約六万六千人とされる）に授戒し全国に末寺を展開、様々な弘法利生活動を行った。伊勢神宮、石清水八幡宮、大神神社などでは神託を受け、弘安の役では叡尊はじめ南都北京の律僧らによる石清水八幡宮での護国祈祷の成就が伝えられる（注一）。叡尊死後には西大寺流で自誓受戒が頻繁に行われた（注二）が、室町後期以降戦国期は戒行が廃れ、真摯な懺悔による自誓受戒の実施はなかったとされる（注三）。

日本の戒律復興で行われた自誓受戒とは、戒師の断絶により戒の相承が不可能であった時などに、鑑真以降行われてきた三師七証による従他受戒とは異なり、仏菩薩の形像の前で、大乘の菩薩比丘になると自ら誓って受戒することをいう。叡尊らによって行われた受戒法は通受自誓と言い、具足戒を三聚淨戒（注四）の撰律儀戒として同時に受けるというものであった。またこの自誓受戒で必須とされた好相行とは、大乘菩薩戒を受けるに当り、過去に犯した

過罪を発露し懺悔して心身清浄となるために仏からの好相を感得するまで続ける行で、『梵網經』第二十三輕戒に根拠がある。そして好相も、『梵網經』第四十一輕戒の「好相とは、仏来りて摩頂し、光を見、華を見る種々の異相にして便ち罪を滅することを得るなり」という文や『觀普賢菩薩行法經』、『大方等陀羅尼經』などに書かれる内容が根拠とされた。

その後近世初期、叡尊の思想・受戒方法を学んだ俊正明忍（一五七六〜一六一〇）ら真言系を中心とする僧五人が再び戒律復興を始めた^(注五)。明忍らは慶長七年（一六〇二）に梅尾山高山寺で自誓受戒し通受比丘となり、平等心王院（西明寺）を拠点として活動した。以後この流れは西明寺・大鳥山神鳳寺^(注六)・野中寺の「律三僧坊」やそれらの末寺として発展、黄檗宗とも影響し合い、更に天台宗、浄土宗、法華宗、禅宗といった他宗にも伝播した。このような自誓通受比丘を中核、あるいは淵源とする律僧らの存在は、近世社会に少なからぬ影響を与えた。例えばこの「叡尊↓明忍」の自誓受戒を行った僧に、真言律浄嚴覚彦（一六三九〜一七〇二）や正法律慈雲飲光（一七一八〜一八九五）、天台安楽律靈空光謙（一六五二〜一七三九）、浄土律靈潭性激（一六七六〜一七三四）等があり、戒律を重視し多くの僧俗を教化した。慈忍もその一人であった。

さて次に、稿者が確認した慈忍慧猛伝を挙げる。

① 戒山慧堅撰著『律苑僧宝伝』第十五、『青龍山野中寺慈忍猛律師伝』元禄二年（一六八九）版行、漢文。『律苑僧宝伝』は、

古来の中国日本の律僧の存在と事績を多くの人に伝えるため、慈忍の直弟子戒山が撰述した^(注七)。

② 湛堂慧淑撰著『律門西生録』、『慈忍』元禄五年（一六九二）成立。『律門西生録』は西方浄土に往生した中国・日本の律僧四十四名の伝記。湛堂（一六六八〜一七二〇）は野中寺第六世、本書の序文は湛堂の師である戒山による^(注八)。

③ 戒山慧堅著『青龍山野中寺中興祖慈忍猛和尚略伝』自筆本（野中寺蔵）。元禄十二年（一六九九）、慧猛の二十五回忌に際し戒山（一六四九〜一七〇四）が撰述した。同年に野中寺第二世慈門信光が書いた『河内州丹南郡青龍山野中寺記』と同じ木箱に収納されている。また③の控と思われるほぼ同文の東方山安養寺蔵戒山自筆本一点と、野中寺蔵写本一点を確認^(注九)。

④ 卍元師蛮撰著『本朝高僧伝』第六三、『河州野中寺沙門慧猛伝』元禄十五（一七〇二）成立。卍元は臨濟僧^(注一〇)。

以上において本稿で用いる資料は主に①『青龍山野中寺慈忍猛律師伝』（『慈忍猛律師伝』）とし、③野中寺蔵戒山自筆本『青龍山野中寺中興祖慈忍猛和尚略伝』（『略伝』）からも引用する。また他に分析する野中寺蔵資料等については、引用の際に説明する。先行研究について、近世戒律復興に関しては、稲城信子代表『日本における戒律伝播の研究』^(注一一)があり、「律三僧坊」の西明寺・神鳳寺・野中寺を中心とした所蔵資料リストと重要資料の翻刻が掲載される。また藤谷厚生は近世戒律復興における自誓受戒伝

播に注目し、諸論文で複数の僧の事績や僧房の制度内容等を明確化、中でも「近世戒律復興と野中寺律僧坊」(注一三)に於て、律三僧坊の成立概要や自誓受戒制を説明、更に慈忍をめぐる戒の相承、野中寺制度内容の概要を明らかにした。その他、近世戒律復興と慈忍に関する重要な先行研究は注に挙げる(注一三)。しかし以上の先行研究には「仏菩薩から直接受戒する」自誓受戒を行った慈忍の弘法利生の具体的事績や靈験に注目するもの、また神仏と人の世界(冥顕)の関わりという着眼(注一四)で、近世前期律僧の宗教的精神と実践について考察するものはなく、本稿でその考察を試みる。

なお引用資料は稿者が字体等を忠実に再現することを重視し旧字体など元の表記のまま翻刻、また書き下し文に関しては常用漢字に直し送り仮名・記号を加えるなどした。

一、慈忍慧猛の事績

まず慈忍慧猛の事績を①『慈忍猛律師伝』、②『略伝』、そして『野中律寺修善除常行事帳』などより確認し明確化する(注一五)。

一・一、『慈忍猛律師伝』・『略伝』

『慈忍猛律師伝』の初めに、「律師、諱は慧猛、字は慈忍、族姓は秦氏。河の讚良郡秦邑の人、秦川勝大臣の二十八葉の孫なり。」とあり、聖徳太子の儕輩・秦川勝の末裔であると分かる。慶長十八

年(一六一三)誕生、「幼より沈毅、端慤屹然、「中略」仏菩薩を見る毎に則ち合爪膜拜す」とある。そして九歳(元和八年(一六二二))、世界の根元や成り立ちは仏法でしかわからないと考え出家の意思を持った。十七歳(寛永六年(一六二九))、出家を望むが親に許されず(注一六)、二十二歳(寛永十一年(一六三四))には至心に出家を祈り、二十六歳(寛永十五年(一六三八))、ついに親の許しを得ることができ、平等心王院の真空了阿(一六四七)に従い剃髪した。その後泉涌寺雲龍院正専如周(一五九四～一六四七)に律学を学び、平等心王院に入衆した。

雲龍院正専も、真空の証明により自誓受戒し菩薩戒を受けた律僧であった。また自誓受戒した日蓮宗草山律元政(一六二三～一六二八)は正専に法華経を学んだ。元政は、親友・省我虚中(一六二三～一七二二)の依頼により、明忍伝の一、『槇尾山平等心王院興律始祖明忍律師行業記』を記した。省我は日蓮宗を脱宗し平等心王院で自誓受戒した、慈忍の法友であった。そして後に省我が禅刹を改めて中興した瑞巖山高源律寺は、野中寺・慈忍の元で自誓受戒をした義高妙峰(一七一二)が二世となり四世以降は臨濟宗寺院となった(注一七)。以上は、宗派を越え戒律復興の志を持つ僧が関係を築いて活動することで、近世戒律復興が広がった状況を表している。

そして慈忍は、二十九歳(寛永十八年(一六四一))「春二月、懺悔法を修し、以て好相を求む」とあり、平等心王院で自誓受戒をした。この時感得した好相を自筆した好相記については後述する。

三〇歳（寛永十九年〔一六四二〕）、弘法利生の意を持ち「我、未来際を盡すとも菩薩行を修し、一切衆生を度盡せざれば正覚を成せず」に始まる十願を發した。また、「両部大法」「不動護摩法」などを修した時に瑞異靈驗が現れたと記される（後述）。

三十四歳（正保三年〔一六四六〕）、槇尾僧衆に推され東陽山巖松律院住持となり、二十四年間当院に住持、多くの人が帰依した。

四十五歳（明暦三年〔一六五七〕）、西大寺の高喜明観長老より伝法灌頂を受け、さらに叡尊初伝の秘璽、松橋流密旨を相承、伝法の証に弘法大師による不動明王画像も受けた。以上は西大寺で問題視され、後に高喜長老は西大寺大衆の擯斥に遭った（注一八）。

慈忍は密学を修し諸宗を兼学、中でも律学を重視し、律学を学ぶ僧の「篇疑聚惑」が「氷泮雪消」したため、多数、巖松院に集った。

五〇歳（寛文二年〔一六六二〕）には巖松院で灌頂を行った。

そして五十七歳（寛文九年〔一六六九〕）二月、阿闍梨政賢覚英が野中寺の如法真言律再興を依頼、慈忍は岩松院でも活動しつつまず四月食堂を完成し（注一九）、四月末野中寺に入居した。同年五月の三七日光明真言（注二〇）修法中靈芝四十余茎が生えた（後述）。

五十八歳（寛文十年〔一六七〇〕）正月十五日、巖松院で女人結界並びに齋会を二百余人に行った。つまりこの時巖松院を女人禁制とした（後述）。また同年春、平等心王院に行き巖松院四方僧坊創設を願うが、反対者に阻まれ、諸弟子を率いて野中寺に移った。

六十一歳（寛文十三年〔一六七三〕）八月、「請を受けて洛西太

秦桂宮院を結界す。十五日、四分衆法布薩を行ず。四來の隨喜者、歡声道に載し、容るる所無きに至る。師、為に三帰戒を授く」とあり、広隆寺桂宮院を結界し四分衆法布薩を行い多数の人々に三帰戒を授戒した（後述）。広隆寺は慈忍の祖・秦川勝が創建し、八角堂の桂宮院は、鎌倉後期叡尊より具足戒を受戒した秦氏出身の澄禅（一二二七〜一三〇七）が戒律を広めた場である（注二一）。

その後六十三歳（延宝三年〔一六七五〕）の正月に罹病、三月には多くの僧俗が見舞い、慈忍は阿弥陀像を掛け常に入観念仏、十五日、戒山に戒本を読ませ「今生の布薩、只だ今日にして已む」とし、遺誠を語って自身で書した。慈門信光に衆主を継がせ、二十一日に「怡然として遷化」した。慈忍は最期の時期に入観念仏をしたが、臨終瑞相が現れたとは書かれていない。

慈忍の人となりについては、③『略伝』文末の漢讚において、

大哉吾翁	僧海猛龍
眼奪日月	量納經空
練行積載	得道火中
靈地開利	追慕上宮
傳西大密	唱南山宗
專心利濟	不惜己躬
聲價重世	華夷欽崇
一朝入寂	遺德猶隆
何華小子	曾得親從

焚香拜讃 言胡可窮

と、持戒堅固で慈悲心を持ち多くの人に授戒したと讃えている。

一・二、『野中律寺修善除常行事帳』

野中寺には『野中律寺修善除常行事帳』（『行事帳』）という、中興当初の寛文九年（一六六九）から五年半の授戒や真言修法その他、慈忍が行った事績を自ら記した記録があり（注二二）その戒律復興の実践内容がよくわかる資料であるため確認する。そこでまず最初の項の記述を示す（説明の便宜の為項目毎に番号を付した）。

- ① 一 寛文九年己酉五月土砂加持三七日 此法事中高山鎮守邊ニ初テ靈芝出生ニ〇〇〇
凡二月ニ始聖徳太子檀前ニ靈芝ニ本備之
- ② 一 同六月ニ土砂加持一七日又二日
- ③ 一 同凡五戒八戒受法人百餘人
- ④ 一 同五月ニ利誓尼出家盡形受八斉戒
- ⑤ 一 同六月ニ小川休意出家盡形受五戒毎月十七箇日八斉戒
- ⑥ 一 同六月ニ素性盡形受八斉戒
- ⑦ 一 同六月廿六日ニ寂照房辨圓沙彌梵網瑜伽律儀八斉戒 全受通受戒
盡未來際也
- ⑧ 一 同七月ニ道跡梵網全受戒律儀五戒六斉日八斉戒
- ⑨ 一 同七月廿四日ニ鐵眼師梵網全受戒攝律儀八斉戒
- ⑩ 一 同五六月ニ開眼供養繪木像十餘鉢
- ⑪ 一 同八月朔日當寺毗沙聞天人寺開眼供養
- ⑫ 一 同九月ヨリ 十一月マデ ○ 巖松院講梵網古述
- ⑬ 一 同十一月 寛文十年正月マデ講衣無表色等畢
同正月十五日ニ巖松院女人結界ニ齊會二百余人
十一月ヨリ ○

①には、寛文九年五月に光明真言土砂加持を二十一日間行った

とあり、割注に「その間、野中寺鎮守の八幡社の辺りに靈芝が初めて生じ、二十二日、聖徳太子檀前に靈芝を二本供えた」とある。この靈芝出生は、前述の『慈忍猛律師伝』にも記され、慈忍は「律法興隆の兆」と大いに慶んだ。林鷲峰『瑞雲柴ノ記』によると「靈芝の出現は天地安穩・天下泰平・王者仁慈の治世の象徴」とされ「靈芝の出現を慶ぶことは今昔万古変わらぬこと」であった（注二三）。

また、②では六月に光明真言土砂加持を九日間行ったとある。鎌倉期の明恵（一一七三―一二三二）や叡尊は、浄土宗の念仏に対抗して光明真言の法会を行ったが、『行事帳』全体をみると、慈忍も、真言密教の修法を授戒と併せて行うことが多かった。例えば、寛文十三年七月の項には「光明真言護身法三帰五戒八戒五十人斗」とあり、五十人程に光明真言と護身法を行い、三帰戒・五戒・八戒を授けた。光明真言・土砂加持は頻繁に行ったようで、他にも例えば「寛文十年五月 三帰光明真言二人」、「寛文十一年毎月の光明真言法凡そ二百二衆ばかり」等の記述が見られる。なお野中寺には、『光明会永修記』（注二四）など多数の光明真言の修法記等が蔵される。

また、『行事帳』全体より、尊勝宝篋真言、毘沙門真言、薬師法、諸陀羅尼、真言伝受、阿字觀授等を行ったことがわかる。

一方当時広く行われていた念仏に関して、本資料には「寛文十年七月 三帰念仏千反 盡形寿二十一人」、及び「寛文十一年十一月下旬 断抹念仏百万反ずつ十一人」の二例しか書かれず、慈忍は念

仏ではなく真言密教の修法で人々を救済しようとしたとわかる。

さて、③では、百余人に五戒八戒を授法したとあり、やはり人により授戒内容を変えている。例えば、当資料の寛文十三年三月の記述のうち六例を挙げると、「三月上旬盡形五戒一人、三月上旬盡形三帰二十五人、三月上旬盡形八斉戒三人尊勝ガラニ等、三月上旬盡形二三戒二人、三月中旬盡形七戒六斉日八斉戒三人、三月中旬出家剃髮盡形七戒一人、」とあり、一人二人など少人数から時には何十人と、盡形^(注二五)で三帰戒、一、二、三戒、五戒、八斉戒等、何通りもの授戒をした。慈忍は各人の実質的な持戒を目指し、受戒者と対話するなどし、各々に適した戒を授けたと考えられる。

「三帰戒」とは仏教徒の基本的条件として仏法僧に帰依することであり、出家・在家共にまずこの戒を受ける。「五戒」は在家信者が守るべき基本的な五つの戒で、「不殺生」（生き物を故意に殺してはならない）、「不偷盜」（他人のものを盗んではならない）、「不邪淫」（不道徳な性行為を行ってはならない）、「不妄語」（うそをついてはならない）、「不飲酒」（酒類を飲んではならない）の各戒である。また八斉戒は、在家信者が出家生活に倣って特定の日に守るべき八つの戒で、五戒の内「不邪淫」を「不姪」に変え、「不得過日中食戒」「不得歌舞作樂塗身香油戒」「不得坐高広大床戒」の三戒を加える。「六斉日」とは一箇月の内、八・十四・十五・二三・二九・三十日の六日を言い、「盡形六斉日八斉戒」とは、「一生の間毎月、以上の六日に八斉戒を守る」ということを意味する。

『行事帳』の授戒人数記述は、一桁の少人数も続くが、寛文十三年の四、五月以降「七八十人」「百八十五人」、また延宝二年三月の「三帰千三四百人」などと増え、p.88で述べた寛文十三年八月十五日の桂宮院における三帰戒授戒の人数が三千五百八十五人で最多だった。そして『行事帳』の記述は延宝二年十一月の途中で、途切れるように終わっている。人々への精力的な授戒等による疲労が、翌延宝三年正月の罹病の因となった可能性も考えられよう。次に、④では「同五月に利誓尼出家、盡形受八斉戒」と、尼の出家が書かれる。それに関して③の割注にあるように、巖松院では、寛文十年正月に女人結界をし女人禁制とした。慧猛は「女人上は仏化を損じ下は俗謡に墜つ。故に其の入寺を聴さず」とした。一方、野中寺においては慈忍を師として慕う女性信者が多く、比丘寮・沙弥寮（僧坊）のみ女人禁制とした。僧坊には現在も「尼女禁制」と書かれた木札がある。また『行事帳』中に尼の出家受戒記述は多く、さらに野中寺には『比丘尼鈔』^(注二六)、『比丘尼戒本』^(注二七)といった尼僧の戒律経論書も蔵される。

次に⑤「同六月に小川休意出家盡形受五戒毎月十七箇日八斉戒」についてだが、小川村（現大阪府松原市小川）の野中寺檀家は吉永家のみである^(注二八)ため、小川村の吉永休意が出家し、盡形の五戒及び毎月十七日間八斉戒を守る受戒をしたと解釈できる。⑥は六月に素性という僧が盡形で八斉戒を受戒、⑦は、六月二十六日に寂照房弁円沙弥が梵網戒・瑜伽律儀・八斉戒を、全て通受・盡未来

際で受戒したということである。通例では、梵網戒を大乘戒として盡未來際（生まれ変わっても未來永劫）で受け、瑜伽戒の摂律儀戒や八齋戒は盡形寿で受けるが、やはりその人（僧）の信仰背景に即して変えている。⑧は七月に僧・道跡が、梵網戒を全て受戒、戒律儀の解説を受け、五戒、また六齋日に八齋戒を守ることにした。

そして⑨であるが、慈忍は七月二十四日、黄檗の鉄眼道光（一六三〇〜八二）に対して、梵網戒全てを盡未來際で授戒、また摂律儀戒として八齋戒を盡形寿で授戒した。鉄眼は、慈忍の弟子・野中寺三世戒山の出家の師である。鉄眼は大蔵経の開版事業で知られ、近世期仏教に大きな功績を残したが、寛文八年に発願、その本格的開始がこの寛文九年七月の受戒以降であった。藤谷の指摘のように（注二九）鉄眼が盡未來際の大乗梵網戒を慈忍より受戒した意味は大きいと言え、鉄眼は「菩薩僧」として、大蔵経復刻後も更に大規模な飢民救済など社会福祉事業としての利他行に邁進した（注三〇）。

⑩⑪は、仏像仏画の開眼供養を行った例である。野中寺仏像の開眼供養が多いが、「寛文九年八月八日 誉田開眼供養 薬師愛染二体」など、他寺の仏像などの開眼供養を行った例もある。誉田とは、誉田八幡宮とその神宮寺のことで、八幡神である応仁天皇陵南に隣接、八幡宮は野中寺に近い場所に現存する。かつては行基建立の長野山護国寺（真言宗単立）があり、さらに奥に西大寺末寺の誉田山宝蓮華寺があった。西大寺と関わりの深い慈忍は、誉田の寺社と交流していた。例えば、慈忍は寛文九年八月十五日に、誉田で初め

て鳩六十四羽、藪百羽を放つ放生会を行い、また寛文十年八月十五日には誉田寺（宝蓮華寺か）で鳩七十三と魚一桶を放生、このように、慈忍は当社寺で放生会を何度か行った。誉田八幡宮には放生橋が現存する。そして寛文十年五月には「誉田土砂加持、行法七座」、また寛文十一年九月十四日より二十一日まで誉田八幡宮において法楽愛染明王法二十一座など行っている。

ここで、野中寺住持以降の他寺社での活動について例を挙げる。寛文九年九月より十一月まで、巖松院で梵網古迹を講じ、翌年一月には女人結界と、庵人流を供養して巖松院に寄附をした。つまり巖松院との関わりは続いていた。また、寛文十一年（一六七二）九月下旬には堺市百舌鳥八幡宮の円通寺で八齋戒十二、三人、三帰戒を二十人に授戒した。円通寺は延宝四年（一六七六）には律三僧坊の一寺・神鳳寺の末寺であったが、寛政二年（一七九〇）『泉州大鳥山末寺帳』には神鳳寺末寺として記載されず、一方、野中寺で元禄十二年（一六九九）受具の覚泉慧澂が円通寺に住したとある（注三一）。慈忍が神鳳寺末寺の円通寺で授戒したことは、後に野中寺律僧がその住持になることに繋がる、律僧同志の関係性を示している。

⑫は、戒律の講義を行った例である。寛文九年九月より十一月まで、巖松院で梵網古迹（梵網経の注釈）を講じた。野中寺には『梵網経上巻古迹綱義』一〜十（注三二）他、関連書物が多数ある。梵網古迹は、叡尊が重視していた。延宝二年六月から七月には、梵網古迹と六物図を講じた。また同九年七月から八月六日まで「六物図」

を、同八月から九月四日までには「菩薩戒宗要」を、寛文九年十一月から同十年正月までは「表無表色章」を講じた。野中寺には今も多くの戒律経書・注釈書等が蔵され、その豊富さから律学の道場だったことが伝わる（注三三）。⑬についてはp.70で言及した。

さて、ここまで『行事帳』の冒頭記述を元に、関連する内容を見てきたが、他にも注目したい内容がある。慈忍の出自は秦氏で、『行事帳』には「寛文九年九月三日、半鐘一口を為す。河勝氏、秦姓資勝 并に永壽 大菩提を證するなり。施主西嶋氏秦姓宗勝」とある。つまりこの日、秦（西嶋）宗勝が半鐘一口を野中寺に奉納し、先祖の秦川勝と、宗勝の父母と思われる秦資勝並びにその妻永壽への菩提心を表した、という慈忍の親戚の事績である。秦川勝は聖徳太子を支えた人物で、野中寺は聖徳太子創建とされ、慈忍が結界した桂宮院（p.68）のある広隆寺は秦氏の氏寺であり、慈忍の活動における聖徳太子信仰や秦氏一族との繋がりが指摘できる。

以上から慈忍は時には多数の授戒も行ったが、多くの場合比較的少数の一般庶民に、守ることを限定する授戒をしたと言え、求める人それぞれに適した仏法による対応をしたのだと考えられる。慈忍は、地縁・血縁といった身近な人々との縁を重視し、個人にとって実現可能な実質的戒律復興の活動を行ったといえる。

二、慈忍慧猛の自誓受戒・好相と靈驗

次に、自誓受戒前行（好相行）で行う臂香に関してや感得した好相を確認し、仏菩薩の承認の現れについて明確化する。

二一、自誓受戒好相行の臂香、僧の交流

慈忍の野中寺僧坊創設の後、第二世は平等心王院で受具の慈門信光（一六二四―一七〇七）、三世は戒山であった。慈忍が指導をし野中寺で自誓受戒をした僧には、後に高源寺住持となる義高妙峰（d.67）、曹洞宗より転じ後に紫金山法楽寺を中興する洪善普撰等がある。

戒山は黄檗鉄眼により剃髪、その後、曹洞宗の雲溪桃水（一六一二―一八三）の勧めで巖松院・慈忍の弟子となり息慈戒を受けた。東方山安養寺を中興開山し、『律苑僧宝伝』を撰著。戒山はしばしば『法華経』「薬王菩薩本事品」や『梵網経』第十六軽戒などを根拠に焼身供養として臂香を行った。戒山以降、野中寺では明治期まで自誓受戒の好相行で臂香を継続、中断の後、平成十二年に現在の住職野口眞戒師が自誓受戒前行（好相行）で臂香を行った（注三四）。

臂香に関しては、戒山以前に如雪文巖（一六〇一―一七一）が行っていた。『続日本高僧伝』の『江州永源寺沙門文巖傳』（注三五）によると、如雪は高野山新別所で賢俊良永に学び、三〇歳で臂香を行い、三日で好相を得て平等心王院で自誓受戒をした。その後如雪は

平等心王院の普淳守真・智鏡惠海と共に、慈忍以前、巖松院に住持した。その後如雪は普淳と共に臨濟宗に転じ、近江永源寺で中興一絲文守（一六〇八〜四六）の弟子となり、跡を継いで住持した。

また野中寺は、他宗僧を受け入れ律学の指導をし受戒をさせ、三僧坊中野中寺のみ僧衆に新たな律僧坊創設を許した。野中寺は開かれた僧坊として戒律復興が發展する大きな契機となった（注三六）。

二一、慈忍慧猛の自誓受戒前行における好相

ここで野中寺藏慈忍自筆『受戒好相』の内容を紹介する（注三七）。自誓受戒の好相記が残されていることは極めて稀である。

寛永十八年三月上旬

受戒好相

一空

夢相一、正月二十七日夜の夢、本尊不動右方高さ二尺余りに、金色舍利塔現る。

同 一、或夜の夢、本尊不動の火焰焼る□□。

現相一、二月八日曉現に虚空鐘鳴る。即時見るに道場覆障も無く明るき事昼のごとし。地を去ること一丈計上に白煙つよく立ち煙中に宝塔有て、やゝ暫く在て止る。

夢相一、同じく十九日夜の夢に、孔雀西より飛来し道場のヤネに居す。

同 一、二十日夜の夢、虚空を見るに色界十八天悉く通る。或いは光明のみゆる天もあり。

現相一、同じ曉、現に虚空鐘一聲響く太きなり。即時忽然法界

一音と観す。又道場に一のかき現す。其葉黄色なり。又東より涼風吹き来たり、篠葉西へなびく。彼の冷風予が身触るに中／＼言語に述べがたき事なり。

夢相一、同二十五日夜夢、月輪并びに虚空光明あり。又大河の上を五色飾たる大船一艘虚空蔵川上を西へ去る。右少々書き、余略す。

以上、慧猛（当時の名は一空）の好相は、夢相で不動尊、金色舍利塔、孔雀、虚空・光明、色界十八天、月輪、五色の大船が見え、現相では、虚空に法界一音を表す鐘の音を聞き、宝塔、篠の垣を見、涼風が吹き来るのを感じるというものであった。

また『慈忍猛律師伝』には「三月七日、通受法に依りて自誓受戒す。下壇の時に方て大地震動す。一衆、之の為に駭嘆す、蓋し其れ得戒の相なり」とある。つまり好相感得後の自誓受戒が終わる時に「大地震動」の奇跡があり、それを僧衆が「得戒の証」と捉えた。

二二、慈忍慧猛感得の靈驗―『慈忍猛律師伝』より

野中寺には慈忍自筆靈驗記が蔵される。その内容は宗教的秘匿事項であり公開不可だが、数ある自筆靈驗記中の何例かが『慈忍猛律師伝』に引用されているため、その記述内容を挙げる。稿者は実際に慈忍自筆の靈驗記を読み、戒山がそれを元に編集していることを確かめた。まず、両部大法における靈驗について、

正保二年、十八契印を稟く。次に兩部大法を修す。入觀中に於て屢瑞異を感ず。或は壇外に紅白色花芙蓉二朶を産して、長さ三尺許りなるべし。或は前に供養の闕伽水、自ら搖動して器より溢出す。或は月輪、室内に現ず。或は火焰、指端に發す。或は宝蓋、空中に現ず。

と書かれ、また、不動護摩法においては、

字輪觀に入る時、忽ち不動明王、身を壇上に現じて、火爐を枕として臥す。又、輪壇有りて現ず。壇中に火台有り。光明煥爛にして、其の壇旋回すること數轉、久しくして後止む。師、感喜して已まず。指の血を爐中に滴して、以て本尊に供す。

とある。不動明王の顯現に感喜した慈忍は、自身の血を本尊に供えた。このように慈忍も身体供養を行っていた。また火觀では、忽ち其の身を忘れて猛火の中に在るがごとし。胸中、洞然として明白、自笑自喜す。乃ち口に応じて偈を説く。…金剛宝力、焰の中に之を得るの句有り。

とあり、猛火の中、自在の精神を得た。次に不動明王の夢告では、山に巖有りて高さ數丈、其の体色、殊に異し。一夕、師の夢に、不動明王之に告げて曰く、山上の巨巖乃ち我が身なりと。覺めて後、之を異しむ。乃ち巖上に宝篋印塔を建て、以て之を表す。名けて感応巖と曰ひ、文を為して以て記す。

と述べ、不動明王の夢告に應えるため、明王の身である山上の巖に宝篋印塔を建て感応巖と名付けた。さらに虚空藏求聞持法では、

承応二年（一六五三）〔中略〕一夕、瑞光室内に現じて、虚空藏菩薩の身を光中に顯すを見る。喜躍すること無量なり。

とあり、慈忍が虚空藏菩薩を現相で見たとわかる。そして続けて、凡そ此の法を修すること前後九度。師の道力の至る所、神異種種なること一にして足らず。而して畢生、絶えて人に語らず。手ずから筆記して諸の秘篋に沈む。入寂の後に及んで始めて之を得。凡そ一卷なり。今姑く其の一二を取りて之を書す。余は盡して掲載せず。

と、慈忍の道力は神仏に通じ何度も靈驗が現れたとし、慈忍示寂後に発見された自筆靈驗記から内容の一部を本書に引用したと説明している。他にも、身長八尺程の山の女神が現れ、律寺創建と弘法利生活動の実践に感謝したことや、老翁が地藏像を持して来るといふ予言が的中したこと、また巖松院近くの古寺の開山靈骨の所在を言い当てたこと等、前述の靈芝出生も併せ、弟子達が見聞きし伝えたエピソードも同書に書かれている。慈忍の靈驗は、仏菩薩との感応道交が可能な、信に足る師の証だと受け取られた。そのため師に感化され信仰を深め倫理的な実践を志す信奉者が集まった。

三、慈忍慧猛の請雨法成就

次に、慈忍慧猛が請雨法を成就させたことを示す資料の内容を確認し、その思想について明らかにする。

三二一 岩松院における請雨法成就—『慈忍猛律師伝』より

『慈忍猛律師伝』では、慈忍の請雨法成就について「曾て天下早きて、民方に以て憂と為す。師、之を憫み、一七日を期と限りて請雨法を修す。第三日に至りて向井林居士、山に入るに、清水巖間より湧出して、其の勢ひ甚だ急なるを見る。怪しみ以て師に白す。師曰く、我、民の為に雨を請ふ。豈に其の微ならんや。俄にして黒雲四つ興り、膏雨大澍して遠近充洽し、群民喜悦す。居士帰る比、河水大いに漲りて渉ること能はず。因て信宿して後に返る」と記す。つまり、時は不明だが、干ばつ時、慈忍の修法により、山中での清水湧出後、雨が降り、多くの民が喜悦したと書かれている。

三二二 請雨に関する慈忍慧猛自筆資料

次に、雨乞祈祷で慈忍が読み上げた、寛文三年（一六六三）の野中寺蔵自筆資料（注三八）の翻刻を挙げる。

初秋中旬雩表白

蓋聞ク佛心ト者イハ慈ト与悲大慈ハ則チ与レ樂大悲ハ
則チ拔レ苦ヲ拔レ苦ハ无クレ問フコトニ輕重ヲ一与樂ハ不レ論ニ親疎ヲ一
比ニ鐘谷ニ一而唱和シ超テニ摩尼ヲ一而モ感應スニ三界所一以ニ
仰レ之ヲ十方所一以ニ憑レ之ヲ又夫レ國ハ以レ民為シレ基ト人ハ
以レ食ヲ為レ命ト人命所レ繫ル惟食惟衣也衣食
所レ在ル允トニ農允一桑也農桑何一以テカ得ル唯憑ルニ平施ニ一
然ニ霖節ニ不レ霖シテ雨際ニ不レ雨今ニ朦朦トシテ雲舒ヒ

密雲不^{アメクラ}零^ア民祈^{レドモ}神天ニ一不レ雨既久シ是レ万民

在^{レハ}罪也故ニ經云人^ニ民多ク貪^ニ殺^ニ綱弛^ニ一^{ユルシミタレテ}素

五常廢^レ絶^{スル}則^シハ早澇飢^ニ饑^ニ邦^ニ國荒涼^ス國ニ

行^シ二十善ヲ一人候^{スル}ニ五戒ヲ一則^シハ五穀豐登^{シテ}萬民安樂^{ント}

矣仰願^ハ諸尊^{四智}聖^法衆^帝五大忿^王十護^諸天

八部靈^神揮^ニ智^釵ヲ一以テ斷^ニ黔^黎ノ之葉ヲ一馳^テニ通

輪ヲ一以テ摧^ニ蒼生ノ之障ヲ一不レ勞^ニ驚衆ヲ一吠^レ滄滂絶^シ

不^{シテ}レ因^ニ鶴^唳ニ一川^溪汎^レ溢^レ畝^ニ有^ニ餘量^一路ニ

不^レ拾^レ遺^{シテタル}然後^ニ三界ニ沐^ニ法水ヲ一六^レ趣飽^ニ耳

露^ニ同^ク出^ニ愛纏^ヲ一共^ニ成^ニ覺道^ヲ一矣

于時寛文三癸卯初秋十四月 慧猛

次に、右の資料の書き下し文を挙げる、

初秋中旬雩表白

蓋し聞く、仏心といっぱ慈と悲なり。大慈は則ち樂を与へ、大悲は則ち苦を抜く。抜苦は輕重を問ふこと無く、与樂は親疎を論ぜず。鐘谷に比して而も唱和し、摩尼を超へて而も感應す。三界は所以に之を仰ぎ、十方は所以に之を憑む。又夫れ国は民を以て基とし、人は食を以て命とす。人命繫る所、惟だ食、惟だ衣なり、衣食在る所 允とに農、允とに桑なり。農桑何を以てか得る。唯だ平施に憑る。然に霖節に霖めず、雨際に雨らず。今朦朦として雲舒び密雲零ず。民神天に祈れども雨らざること既に久し。是れ万民罪在ればなり。故に經に云く、人民多く

貪殺、三綱弛み紊れて、五常廢絶する。則んは旱澇飢饉し、邦国荒涼す。国に十善を行じ、人五戒を修する。則らんは五穀豊登して万民安楽なりと。仰ぎ願はくは諸尊聖衆（四智法帝）、五大忿王、十護諸天、八部靈神、智劍を揮し、以て黔黎の業を断じ、通輪を馳せて、以て蒼生の障を摧く。鷲舞を勞はずして吠澮滂絶し、鶴唳に因らずして川溪汎溢す。畝に余量有り。路に遺きたるを拾はず、然る後、三界に法水を沐し、六趣甘露に飽く。同じく愛纏を出でて、共に覺道を成ぜん。

時に寛文三癸卯初秋十四日 慧猛

このように「万民に、殺生や人の道を外れる罪があるため、命を支える農桑に必要な雨が降らないのだ。国において十善を行い、人々が五戒を守り神仏に祈れば、五穀豊穰万民安楽となろう」と表白し祈雨を行った。

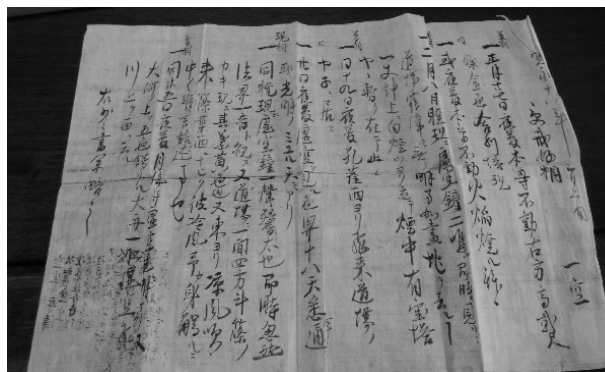
他にも野中寺には、早魃で苦しむ人々を憐れんで行った祈りが龍神に通じ、雨に恵まれた喜びを述べた慧猛自筆の詩『初秋之月早魃零雨喜』（注三九）が残る。慈忍は持戒と弘法利生により、諸神にその祈りが受け入れられ請雨法が成就したと、自他に確信されたのである。

当時雨乞祈禱はよく行われたが、例えば修験系の僧・円空（一六二八〜九五）がその成就で知られる。円空が彫刻する善女竜王、雨宝童子などの雨乞本尊には祈雨成就の靈力があるとされた（注四〇）。このような修験系の僧による雨乞祈禱の一方、慈忍は持戒堅固な

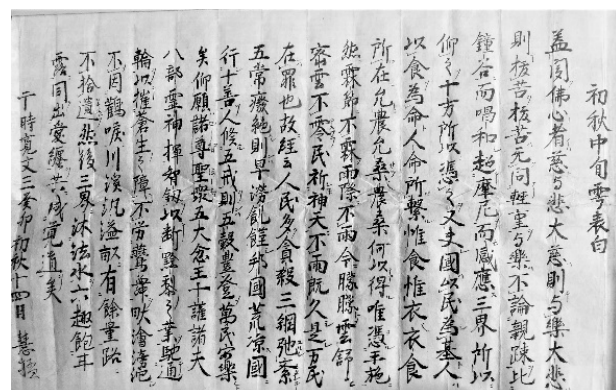
律僧としての験力により雨乞祈禱を成就させ信を集めた。

鎌倉期戒律復興運動の叡尊は、弘安七年六月の在家二百七十余人に三日三夜の齋戒を受けさせ観音の宝号を唱える祈雨の時「早程、人の悪を造る事無き故に、修羅と悪竜と共に雨を下さず。善竜と天とは人間に甘雨を下して人をして天に至らしめんと欲す。爰を以て各戒を持して宝号を唱へ給はば、善竜と天人と力を得て自ら雨を下すべし」と説法、僧俗が心身を清浄にして祈ること諸天・善竜が喜び雨を降らせると語った（注四一）。慈忍は叡尊の法孫であり、野中寺には『感身学正記 上中下』（注四二）他叡尊関連写本がある。叡尊の行実は、重要な前例として、慈忍が持戒と密教修法を中心に利他行に邁進する、その原動力にもなっていただろう。後代の野中寺律僧にも祈雨成就の記述がみられる。野中寺六代湛堂は東方山安養寺住職時代の元禄十三年・十四年などに祈雨法を行い成就（注四三）、また正徳三年（一七一三）に受戒した謙巖英光は「請雨法三箇度毎度大雨忽降」（注四四）と記される。更に享保十二年（一七二七）受戒の耕節本如が中興した美濃国西光寺には（注四五）、雨乞祈禱で信者が多数集まり、寛政六年（一七九四）夏の雨乞祈禱で雨と共に鯉が天から降ったとの言い伝えがある（注四六）。

慈忍慧猛『受戒好相』 野中寺



慈忍慧猛『初秋中旬零表白』 野中寺



おわりに

秦氏を出自とする慈忍慧猛は、平等心王院で自誓受戒し巖松院を任され地域の人々の信を集めたが、巖松院での律僧坊創設を許されず、秦氏と縁の深い聖徳太子の開基とされる野中寺に移り、律の四方僧坊を創設した。慈忍は持戒の実践と指導により、多くの僧俗に信頼され、野中寺に他宗の僧を受け入れ、衆僧による新たな律僧坊の創設も認めて、宗派を越えた戒律伝播を促進した。このように近世前期、仏菩薩により直接戒体を発得する自誓受戒を当初に行った僧を主体とする戒律復興運動が広がっていた。自誓受具の

律僧と黄檗僧との交流や、臨濟宗、曹洞宗、日蓮宗へ、また後に野中寺六世湛堂による天台宗や浄土宗への、自誓受戒伝播もあつた。黄檗と日本の自誓受具律僧との戒解釈の異同も含め、未解明の展開・発展についての分析が、今後の研究課題の一つとなっている。

そして慈忍晩年の自筆記録『行事帳』には、慈忍が真言の修法で人々を扶け、僧俗各自の生活・信条に合わせた授戒を頻繁に行つたことが記され、人情の機微に通じ、現実的実践を重視したことが明確になった。雨乞いに関しては、請雨法実施の際の表白などの資料により、人々が諸神の心に適う善良な精神と生活を保ち、真摯に祈ることで慈雨に恵まれるという思想が理解できた。更に遷化後発見された自筆靈驗記録から、その内容と共に、慈忍が靈驗や夢告を神仏による承認・奨励・指導と捉え尊んだことが理解できる。

以上は、慈忍が嗣法した、鎌倉期叡尊の思想・実践と重なるものであるが、叡尊との違いは、その活動規模と授戒の内容において著しい。叡尊は、皇族・貴族・武家や何百・何千という多数の庶民に菩薩戒を授けることが多く、また大規模な祈禱を行った。この、規模と実施内容の相違には、社会背景の違いがあり、特に、託宣により、当時の国難としての元寇から国を守るため持戒の人を増やし国を清浄化しようとした叡尊の強烈的な意志と行動力が際立つ。一方慈忍は、宗派を問わない戒律伝播を可能にする体制を作り個人としての民衆に寄り添う個別の授戒や真言の祈禱などを実施し続けた点で、近世初期社会的復興期という背景における仏教者とし

ての独自性がある。また叡尊が重視した、舍利信仰に関して、慈忍自筆靈驗記に現れており、今後近世律僧の舍利信仰も課題とする。

稿者は、鎌倉期や近世期の戒律復興における律僧らの事績について、靈驗記述も含め、神仏との関わりという面を重視して分析してきた^(注四七)。そして本稿では、近世前期、戒律復興と真言修法を實踐した律僧・慈忍の靈驗が、神仏からの承認・督励の証であると自他に捉えられ信を集めたことを、明らかにできたと考える。

また、神仏(冥の世界の存在)と人(顕の世界の存在)との関わりにおいて、基本的には、人は神仏に対し受動的であると捉えられようが、以上慈忍の例をみても、人から神仏に働きかけることが可能だと分かる。つまり、自己の心身清浄を目指す厳しい懺悔や弘法による現実に即した真摯な弘法利生の実践は、神・仏菩薩に力を与え、「承認を示す」「恵みを与える」というリアクションを起こさせるのである。そして以上見てきた慈忍の事績と靈驗の全体像は、「人々が節制し、真や善を目指して、祈ることにより、神仏の助けを得、恵みを受けることが可能になる」という宗教的コスモロジーを實現した事例であると解釈でき、さらにこのことは人の行為に倫理性が求められる重要な根拠にもなりえよう。

稿者は、このような、神仏の世界(冥)と、人間の現実的世界(顕)の関わりを視野に入れた宗教事績研究、つまり「冥顕論研究」の持つ意味を重視して、今後も、日本前近代の律僧の行実と共に靈驗にも注目し、その相互連関の諸相を明らかにしてゆきたい。

注

- (一) 奈良国立文化財研究所監修『西大寺叡尊伝記集成』(法蔵館一九七七) P189・190、P337～、P402～など。
- (二) 松尾剛次「好相日記―夢記の世界―」(『日本仏教の史的展開』塙書房 一九九九)。
- (三) 上田靈城「江戸仏教の戒律思想(1)」(『密教文化』一一六号 一九七七) P24・25。
- (四) 撰律儀戒(止悪)・撰善法戒(善法の実踐)・撰聚淨戒(利他行)の三種をその内容とし、『華嚴經』や『菩薩善戒經』等の經典に説かれ『瑜伽師地論』など、主に唯識系論書で内容が詳説された。律儀戒と菩薩戒を包摂したもの。前掲三など。また、拙稿「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察―近世期・真言律系を中心に―」(『日本宗教文化史研究』第二三卷第一号、二〇一九年)他。
- (五) 和泉国大鳥神社の神宮寺、廃寺。行基創建(七〇八)ときれ、真政円忍(二六〇九～七七)の中興。
- (六) 関口静雄・山本博也編著 唐招提寺・律宗戒学院叢書『律苑僧宝伝』(昭和女子大学近代文化研究所 二〇〇七)。
- (七) 関口静雄「湛堂慧淑撰『律門西生録』翻刻と解題」(昭和女子大学『学苑』資料紹介特集号 第九一三号 二〇一六) P166～174。湛堂自筆本は栗東市東方山安養寺蔵。
- (八) 野中寺蔵戒山自筆本は稲城信子代表『日本における戒律伝播の研究(元興寺文化財研究所 二〇〇四)の野中寺所蔵聖教類リスト3』(元禄十二年)、卷子装 紙数三。表紙に「慈忍猛和尚畧傳」、本文冒頭に「青龍山野中寺中興祖慈忍猛和尚畧傳」とある。印は無い。〈同箱に所蔵の慈門『河内州丹南郡青龍山野中寺記』32(元禄十二年)は、卷子装、紙数三〉。また東方山安養寺蔵戒山自筆本は折本、表紙あり、「慈忍猛和尚畧傳」と書かれ、本文冒頭に内題「青龍山野中寺中興祖慈忍猛和尚畧傳」とある。野中寺蔵本とほぼ同内容だが相違する字句もある。巻首・巻尾に印が計三顆ある。野中寺蔵本が奉呈本とすれば、安養寺本はその控であったと考えられる。また、野中寺蔵写本は同4(大正十一年)袋綴装、紙数一三。
- (九) 財団法人鈴木学術財団『大日本仏教全書』第六三卷 史伝部二(講談社 一九七二) P357・358。
- (一〇) 前掲九 稲城。
- (一一) 『印度学仏教学研究』第五九卷一号、二〇一〇 P170～177。
- (一二) 『同(二)』(大正大学『密教学研究』九号 一九七九)
- (一三) 上田前掲三、「同(二)」(大正大学『密教学研究』九号 一九七九) P147～178、関口静雄ら「妙幢淨慧撰『佛神感應録』

- 翻刻と解題(七)』(昭和女子大学紀要『学苑』第九三七号、二〇一八) P188~218、稲城信子「近世における戒律伝播…三僧坊の成立と展開」(『日本中世の經典と勸進』塙書房二〇〇五) P357~392、石川覺應によつて『慈忍猛律師伝』他の近世律僧関連資料翻刻・解説(大阪法楽寺HP)など。
- (一四) 学術研究で捨象されがちであった冥の世界(他者・死者・神仏)についての記述も考察対象とする冥顯論研究が進められている。一例を挙げると、末木文美士「冥顯の哲学1死者と菩薩の倫理学」(ぶねつま舎 二〇一八) などがある。
- (一五) 『慈忍猛律師伝』のみ、前掲一二・石川覺應により法楽寺HPで全文紹介されている。他の二つは未分析資料である。
- (一六) 一方で、西明寺藏『衆中評定條』には十四歳の慧猛の名が記されてその指摘がある(前掲一二・稲城 P368)。(大慈林サンガ 一八八四) P38。
- (一七) 廣上塔貫『一仏教僧伽の前提—草山元政和尚の戒律』(大慈林サンガ P25上)。
- (一八) 前掲九、213『見聞雜録』。前掲一二・稲城 P368・369参照。
- (一九) 光明真言法。光明真言を唱え滅罪・徐病・息災のために行う修法。亡者の離苦得脱のために修する土砂加持法も光明真言を唱えて行う。
- (二一) 鷲尾順敬『日本仏家人名辞書』復刻版528下「澄禪」(東出版、一九九六)。橋川正『太秦広隆寺史』(京都太秦聖徳太子報徳会 一九二二) P75~95。
- (二二) 前掲九、P76、2-3『野中寺修善除常行事帳』寛文九年 無界 袋綴装(24.3 ㊦×17.2 ㊦) 紙数十一。(表紙寛文九己酉年 野中寺修善除常行事帳 一月十五日 比丘惠猛(内題下・同筆) 野中寺勤行寛文九己酉初夏。
- (二三) 阿部美香・大久保美玲・塚本あゆみ・関口静雄「妙幢浄慧撰『佛神感應錄』翻刻と解題(八)了」(『学苑』第九四一号 一〇一九) P2を参照した。
- (二四) 前掲九、P78、23~26。
- (二五) 肉体と寿命が尽やむまじ、の意。盡形寿。
- (二六) 前掲九、P93、140-1~140-3。
- (二七) 前掲九、P95、151-1。
- (二八) 第六代湛堂の代に古永家の勸請で野中寺山門を建造。また野中寺墓地には三〇基もの古永家の墓がある(野中寺野口住職によつて)。
- (二九) 前掲一二、P173上。
- (三〇) 長谷川匡俊「江戸時代の仏教福祉思想」(吉田久一・長谷川『日本仏教福祉思想』法蔵館 二〇〇一 P115・116。
- (三一) 前掲九 『永代所定末寺帳』(延宝四年) P88、『泉州大鳥山末寺帳』(寛政二年) P89・90、および『青龍山野中寺僧名録』B本(寛永~明治二五年) P49、以上翻刻を参照。
- (三二) 前掲九、P93、94、146-1~146-10。
- (三三) 前掲九より、律三僧坊の中で經論關係蔵書が最も多い。また前掲一二 P176「論議問答形式の勸学会が後に実施」とある。
- (三四) 拙稿「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察:近世期・真言律系を中心として」(『日本宗教文化史研究』第二三卷第一号、二〇一九) P66。
- (三五) 前掲一〇 第六四卷 史伝部三『続日本高僧伝』、『江州永源寺沙門文嚴伝』a34。
- (三六) 前掲一二、P174下、P175上。
- (三七) 前掲九、2-6-1。(29.5 ㊦×42.7 ㊦)、一枚。前掲三四でも紹介したが、重要資料であるため本稿で改めて掲載する。
- (三八) 前掲九、2-9、(26.4 ㊦×42.8 ㊦)、堅切紙、一枚。
- (三九) 前掲九、2-8、紙背「巖松院記録一巻」(26.4 ㊦×30.0 ㊦)。
- (四〇) 佐々木令信「円空と祈雨」(『印度学仏教学研究』18-2、一九七〇) P615。
- (四一) 『興正菩薩御境教誠聴聞集』一一「持斎祈雨事」(長谷川誠編『興正菩薩御教聴聞集 金剛仏子叡尊感身学正記』西大寺 一九九〇) P62・63。叡尊の弟子忍性(一一一七~一三〇二)も雨乞祈禱成就知られる。
- (四二) 前掲九、P91、133。
- (四三) 佐々木准「近江・湛堂慧淑の事績」(木村至宏編『近江の歴史と文化』一九九五) P204。
- (四四) 前掲九、『青龍山野中寺僧名録』B、P50上。
- (四五) 前掲九、同右P51下。
- (四六) 密乘山西光寺案内文、また『岐阜の「たえ話」』(岐阜市教育文化振興事業団 二〇〇二) P114~129、藍川小学校編『ふぐやと藍三』(一九八二) P378・379。
- (四七) 前掲三四、拙稿「近世天台宗寺門派義瑞性慶の事績と自誓受戒」(『日本宗教文化史研究』第二四卷第一号)、同「近世戒律復興の明忍と了性:その事績と臨終瑞相をめぐる研究」(『伝承文学研究』七〇号 二〇二二)、など。また未発表であるが同『叡尊をめぐる元寇祈禱と舍利信仰の考察』(修士論文 名古屋大学大学院文学研究科 二〇一八)。

《謝辞》
野中寺の貴重な資料の撮影をさせて頂き、また野中寺住職野口眞戒師に、ご指導を賜りました。誠にありがとうございました。

Abstract

Concerning the Achievements and Spiritual Experiences of Jinin Emyō, Restoring Founder of the Temple Yachūji, in the Early Modern Movement for the Revival of the Monastic Precepts

TAKAMATSU, Setsuko

Keywords: revival of Buddhist precepts in the early modern period, Jinyin Emyō, self-initiated vows, spiritual experience

This paper describes the life and spiritual experiences of Jinin Emyō 慈忍慧猛 (1613-1675), a Buddhist monk who played a major role in the revival of Buddhist precepts in early modern Japan and is known to have had many spiritual experiences.

At the beginning of the Edo period (1603-1868), Myōnin 明忍 (1578-1610) and four other monks practiced *jisei jukai*, the practice of taking precepts directly from Buddhas and bodhisattvas by vowing to do so. In this practice, the monks purified their bodies and minds by doing repentance; had spiritual experiences in dreams and reality; received acknowledgement of the purification of their bodies and minds from Buddhist deities; and at last, received the precepts directly from the Buddha. Thereafter, the monks practiced the precepts at the temple Byōdō Shinnō'in 平等心王院 (Saimyōji 西明寺) on Makino'o-san 槇尾山. After his training at Byōdō Shinnō'in, Jinin served as abbot at the temple Ganshōin 巖松院 for 24 years, and at the temple Yachūji 野中寺 for six years. At these two temples, Jinin carried out various Buddhist activities for the benefit of the people.

Jinin observed the precepts strictly. When he administered precepts to people, he also gave precepts that everyone could follow. He also administered precepts to women. In his Shingon prayers, he performed the Kōmyō Shingon 光明真言 many times. He also saved people from drought with rainmaking rituals.

Jinin encountered many miracles and spiritual experiences and recorded them. He also wrote down the miracles he saw while practicing esoteric Buddhism. These records still remain at Yachūji.

His spiritual experiences were also witnessed by the people around him. As a result, people considered Jinin, who kept the precepts and lived for the sake of others, to have been acknowledged and supported by the gods and buddhas.

Jinin's thoughts and deeds illustrate this understanding: "A person who lives righteously and prays to the gods and buddhas, will be saved and will receive benefits from them."